

令和4年11月18日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 小林晋八

宍粟市特別職等の期末手当支給割合について（答申）

令和4年10月31日付宍総総第386号にて、当審議会に対し諮問された宍粟市特別職等の期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり答申する。

記

宍粟市特別職等の期末手当支給割合については、次のとおり、現行の割合から、0.10月引き上げることが妥当である。

職の別	期末手当支給割合	
	現行	答申
市長、副市長及び 教育長	4.00月	4.10月 (0.10月引上げ)
市議会議員	4.00月	4.10月 (0.10月引上げ)

審議経過等

1. はじめに

令和4年10月31日に市長から本審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、宍粟市特別職等の期末手当支給割合について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、一般職員の期末手当支給割合について、本年の人事院勧告においてプラス改定となったことを受け、特別職及び議会議員の期末手当支給割合を一般職員と同様に、人事院勧告に準じ改定することの是非について、本審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

本年度の審議については、昨年度の審議結果を踏まえたうえで、本年の人事院勧告の内容、当市の財政状況、市内の経済状況、市民感情等を考慮しつつ、さまざまな角度から、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和4年10月31日（月）	辞令交付、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	令和4年11月9日（水）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議、答申案の審議・検討

【検討に用いた資料】

- ・議会の役割、市長の役割
- ・令和4年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等

- ・ 宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移
- ・ 令和3年度決算主要指標の県内団体との比較
- ・ 宍粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移
- ・ 市民の所得状況の推移
- ・ 法人市民税（法人税割）の推移
- ・ 令和3年度市議会の活動状況
- ・ 令和4年度議会報告会の地区別参加人数

3. 特別職及び議会議員の期末手当支給割合について

特別職及び議会議員の期末手当支給割合は、平成28年度に0.10月引上げとなったのを最後に3年間据え置かれ、この2年間は引下げの改定となっている。

社会経済の情勢は、わずかながら好転の兆しがあり、市内においては、実感するまでには至らないものの、税収などの数値上では、プラスに伸びている状況がある。現在の社会経済の情勢を踏まえた令和4年の人事院勧告と、現在の市内状況に大きな乖離がないことなどを総合的に判断し、全会一致で、現行の期末手当支給割合から、人事院勧告と同様に0.10月引き上げ、4.10月とすることが妥当であるとの結論に至った。

4. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・ 令和2年度の自治基本条例検証における検証基礎シート（第9条部分）で、議会報告会での参加者が少ないことに関し、「対象団体を絞り、具体的なテーマを設定し積極的に参加を呼び掛ける」とあるが、実施できていない。

- ・今把握できる税収等の数値ではプラスに伸びているが、市内の経済情勢等の好転を、市民が日常的に実感している状況とはなっていない。
- ・人事院勧告と市内の所得状況とが異なっていないため、人事院勧告と同様に期末手当支給割合を引き上げても良いと思うが、議員分については、過去には特別職（三役）と議員間で当該支給割合に差が設けられていた経緯を踏まえ、不祥事案件を加味し、支給割合に反映させる方法も考えられる。
- ・議会においては、不祥事後の対策や、信頼回復に向けて取り組んでいる活動を、市民に向け、もっとアピールしていくほうが良い。
- ・議員は、選挙で選ばれた公職者であり、不祥事に対する直接的な対応は当然として、倫理観やコンプライアンスなどの、更にもう1段高い次元での研修が必要なのではないか。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名	団体等	備考
小林 晋八	宍粟市連合自治会 副会長	会長
川本 こず江	宍粟市商工会 女性部長	職務代理者
福山 千鶴	宍粟市消費者協会 事務局長	
進藤 恭児	ハリマ農業協同組合 理事	
久崎 正博	公募委員	